

令和7年（ネ）3743号 自由権規約に基づく損害賠償請求控訴事件

控訴人兼被控訴人（一審原告） サファリ・ディマン・ヘイダーほか1名

被控訴人兼控訴人（一審被告） 国

求釈明申立書

2025年12月19日

東京高等裁判所第12民事部E3係 御中

一審原告ら訴訟代理人弁護士	浦城知子
同	岡本翔太
同	小川隆太郎
同	駒井知会
同	鈴木雅子
同	高田俊亮

一審原告らは、一審被告の控訴理由書及び答弁書に関し、下記のとおり釈明を求めらる。

記

- 1 日本政府は、条約法条約を批准する前に加入した条約の解釈について、条約法条約31条から33条の規定に反映されている規則に従わなければならないことは「当然のこと (trite law)」であると国際司法裁判所において述べているが（甲54・8頁）、一審被告は、本訴訟においても、自由権規約を条約法条約31条から33条の規則に従って解釈すべきことは争わないとするものか。仮に争うという場合は、一審被告の主張を明らかにされたい。

- 2 一審被告は、原審において、自由権規約第9条1項の解釈について、「法律に定める理由及び手続によらない自由の剥奪を禁じている」と解されると主張していたが（答弁書51頁）、控訴審においても、上記主張を維持するものか。仮に維持しないという場合、一審被告の主張を明らかにされたい。

- 3 一審原告サファリの収容1開始までの仮放免にかかる仮放免許可書に記載されていた条件は、「職業又は報酬を受ける活動に従事できない」というものであったか。仮に異なるという場合、一審原告サファリの仮放免許可書に記載されていた条件を明らかにされたい。

以上